

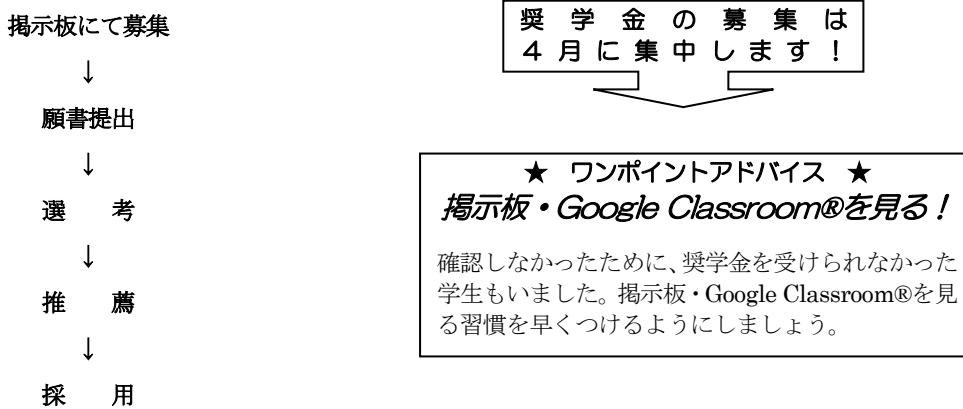
## 奨学金

学生生活を送るには、経済的基盤が安定していることが必要です。経済的な理由により修学が困難な時には、学資を援助する各種奨学金の制度があります。本学では、学外の奨学金制度として日本学生支援機構、山口県をはじめとする地方公共団体、一般奨学団体等の奨学金や本学独自の奨学金制度等、各種奨学金を取扱っています。いずれの奨学金も人物・学業・経済状況により選考されますが、それぞれ出願方法・選考基準及び貸与金額・返還方法・返還の有無などに違いがありますので注意してください。なお、他の奨学団体との併用を認めていない団体もありますので、必ず確認してください。

(注意事項)

- ・奨学生の募集は4月～5月に集中しています。希望者は掲示板・Google Classroom®を必ず確認してください。
- ・願書を提出して採否が決定するまでにかなりの日にちを要する場合があります。奨学金が実際に振込まれるのは6月～8月頃になります。

<採否決定までの流れ>



奨学金を希望すれば、誰でも直ちに採用されて、すぐに奨学金が受け取れると誤解している人が多いようですが、そうではありません。奨学金を出願して推薦されてから、採用が決定するまでに数ヶ月はかかり、実際に奨学金が入金されるのはその後になりますので注意しなければなりません。

奨学金は、他から経済的援助を受けるということであり、これは非常に重大な意味をもっています。「貸与制度」の奨学金は、将来返還することが義務付けられており、社会通念上では債務（借金）を負うことを意味しています。奨学金を希望する場合は様々な手続きが課せられ、奨学金を貸与するための資格と条件が揃っていなければなりません。

### ① 本学独自の奨学金制度

成績が優秀で学内の諸活動に積極的に取り組む学生に対して、社会を経験したのち本学に入学した学生に対して減免される社会人特別奨学金、各金融機関で教育ローンを借入れた場合に校納金に対する利子を補給する利子補給制度があります。いずれも申し込み時期を掲示でお知らせしますのでよく確認してください。

なお、奨学金に関することは、学生課奨学金担当者と相談してください。

表8 本学の奨学金制度

名称	種別		期間	募集時期	選考方法
社会人学生特別奨学金	減免	年間 30 万円	1 年	毎年 5 月	書類審査により選考します。
利子補給制度	支給	年額 5 万円まで	1 年	毎年 5 月	

## ② 学外の奨学金

### a. 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、優れた資質や能力を持ちながら経済的な理由で就学が困難な場合に、学資を貸与・給付することによりその勉学を支援し、社会に有為な人材を育成するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

なお、高等学校で日本学生支援機構の予約採用候補者として決定通知を受けている場合には、奨学生採用候補者決定通知を所定の期限までに学生課へ提出し、必要な手続きを行ってください。

また、在学中に家計の急変による奨学金貸与の必要性が生じた場合には、緊急採用制度、もしくは応急採用制度が適用されることがあります。そのような場合には随時、学生課に申し出てください。

### b. 山口県ひとづくり財団

山口県ひとづくり財団は、将来社会に貢献し得る人材の育成を目的としています。経済的な理由により修学が困難な学生（山口県内に生活の本拠を有する者の子女等）に対し、学資の貸与（無利子）を行っています。他の都道府県・市町村等における奨学金制度は、本人が出身地の機関で手続きを取る場合がありますので、各教育委員会や関係方面に直接照会、確認してください。

### c. あしなが育英会

保護者等が病気もしくは災害などで死亡、又はそれらが原因による著しい後遺症のために働けなくなった家庭の子女等に奨学金を貸与して就学援助を行うことで、教育の機会均等をはかり、社会有用の人材を育成することを目的としています。

### d. 交通遺児育英会

自動車事故や踏切事故など道路における事故が原因で死亡、又は重い後遺症がある保護者の子女等が経済的な理由で就学が困難な場合に、学資を貸与して教育の機会均等をはかり、社会有用の人材を育成することを目的としています。